東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則等の一 部を改正する省令新旧対照 表

改

正

前

改正

行規則の一部改正)(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施

第三条の五の三 法第十一条の三の三の規定により租税特別措置法第二十(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

法第十一条の三の三の債務処理に関する計画が令第十三条の二の三に 法第十一条の三の三の債務処理に関する計画が令第十三条の二の三に 計る。

(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

第三条の五の三 行規則 件」とあるのは「要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 により読み替えられた同令第六条の二第一項各号に掲げる者」と、「要 行規則(平成二十三年財務省令第二十号)第三条の五の三第二項の規定 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の三 条の二の三に規定する要件」とする。 の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)第十三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施 の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は いては、同条第一項第一号中「個人」とあるのは「個人又は東日本大震 八条の二の二第一項の規定が適用される場合における租税特別 (昭和三十二年大蔵省令第十五号)第九条の十の規定の 法第十一条の三の三の規定により租税特別措置法第二十 適用につ 措置法施

「当該個人」と、それぞれ読み替えるものとする。 「当該個人」と、それぞれ読み替えるものとする。 「当該個人」とあるのは「個人及び」と、「当該法人」とあるのは 規定する株主等をいい、同号に規定する株主等となると見込まれる者を がある個人を含む。以下この章において同じ。)、その役員(法人税法 と、同項第二号中「法人(人格のない社団等及び法人課税信託の受託者 と、同項第一号中「令第十七条第一項」とあるのは「法第十一条の三の三」 「規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、第六条の二第 規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、第六条の二第

譲渡所得の特別控除の特例等)(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

十四条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。 第六項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第三条の七 法第十一条の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定

· 二 省 略

4 法第十一条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租、法第十一条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租、の記載があるものに限る。)とする。

一•二 省 略

3~8 省 略

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

第四条 省略

~ 省 略

項証明書その他当該買換資産の取得をした旨を証する書類とする。で定める書類は、法第十二条第一項に規定する買換資産に関する登記事の規定により読み替えられた同法第三十三条第七項に規定する財務省令3 法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第九項

省略

(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第十第四条の三 法第十二条の三の規定により租税特別措置法第四十条の三の

譲渡所得の特別控除の特例等)(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

十四条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる書類とする。第五項に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第により租税特別措置法第三十三条の規定が適用される場合における同条第三条の七 法第十一条の五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定

·二 同 上

4 法第十一条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租地)の記載があるものに限る。)とする。

一·二 同 上

3 8 同 上

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

第四条 同上

2 同 上

項証明書その他当該買換資産の取得をした旨を証する書類とする。で定める書類は、法第十二条第一項に規定する買換資産に関する登記事の規定により読み替えられた同法第三十三条第六項に規定する財務省令3 法第十二条第六項において準用する租税特別措置法第三十七条第九項

(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

同

二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第十第四条の三 法第十二条の三の規定により租税特別措置法第四十条の三の

げる者」と、 八条の十九の二の 兀 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十 る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条第 中「掲げる者」とあるのは 人」とあるのは 条の三に規定する要件」とする。 .律の臨時特例に関する法律第十二条の三の内国法人」と、同条第三項 「規定する要件」とあるのは「規定する要件又は東日本大 「内国法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関 規定の適用については、 「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係 同 条第二項第二号中 一項各号に掲 内 国

a寺別) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係

第五条 令第十五条第一項の規定により読み替えて適 る書類 を受けた者の住民票の写し(当該被害を受けた時及びその後におけるそ 長又は特別区の区長の従前家屋等 \mathcal{O} いて同じ。)に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証す 屋及び同条第二項に規定する従前増改築等家屋をいう。 置法第四十一条第三十四項に規定する財務省令で定める書類は、 できなくなったことを明らかにする書類とする。 東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することが 者の住所を明らかにするものに限る。)その他の書類で従前家屋等が (その写しを含む。)、従前家屋等の登記事項証明書、当該 (法第十三条第一項に規定する従前家 用される租税特 以下この項にお 市 被害 町 别 村措

2 省略

3

規定の適用を受けた居住者又は個人」と、 この項において「震災特例法」という。)第十三条第三項又は第四項の 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定の適用について 各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における 適 [用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四 関する法律施行規則第五条第一項に規定する書類を」と、 同項中「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは 「書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 「当該控除」とあるのは 「その適用」と、 「による控除」とあるのは「 「書類を」とあ |項の 同 規 条第 東日 後のの 定

令第十四条の三に規定する要件」とする。

令第十四条の三に規定する要件」とあるのは「規定する法律施行号に掲げる者」と、「規定する要件」とあるのは「規定する要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の二第一項第一号に掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係な国税関係人」とあるのは「内国法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係人条の十九の二の規定の適用については、同条第三項第二号中「内国法人

特例) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係

第五条 令第十五条第一 る書類 を受けた者の住民票の写し(当該被害を受けた時及びその後におけるそ 屋及び同条第二項に規定する従前増改築等家屋をいう。 長又は特別区の区長の従前家屋等(法第十三条第一項に規定する従前家 できなくなったことを明らかにする書類とする。 東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することが の者の住所を明らかにするものに限る。)その他の書類で従前家屋等が いて同じ。)に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証す 置法第四十 (その写しを含む。)、従前家屋等の登記事項証明書、 条第三十一項に規定する財務省令で定める書類は、 項の規定により読み替えて適用される租 以下この項にお 当該被害 市 町 村

2 司

3 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以ては、同項中「同条第一項の規定の適用を受けた個人」とあるのは「東 下この項において「震災特例法」という。)第十三条第三項又は第四 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十一項の規定の適用につい 各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合における 適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以 あるのは の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、 「の適用 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項 ا كر する法律施行規則第五条第一項に規定する書類を」と、 「書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 「当該控除」とあるのは 「その適 「による控除」とあるのは 用」と、 書類 0 :の臨時 を」と 規 「同条 後の 定の 項

「書類及び同令第五条第一項に規定する書類の」とする。」とあるのは「(法第四十一条第二十六項」と、「書類の」とあるのは三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「(同条第二十六項一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条第

3 省 略

条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により法第四十一条第一項 受けた個人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 震災特例法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と その適用」と、)第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と \mathcal{O} の」と、「第八項各号に定める」とあるのは「第十八条の二十三の二の の適用については、 後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合にお のは「」と、 いて準用する同条第一項に規定する書類を」」と、 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第四項にお ける租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の二の二第十二項の 定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以 一十三の二の二第十一項各号に掲げる書類及び東日本大震災の被災者等 一第十一項各号に掲げる」」とあるのは「「同条第一項の規定の適用を 臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項 「による控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「 項に規定する書類の」とする」 項各号に掲げる書類及び同令第五条第四項において準用する同 「項各号に定める書類の」とあるのは (同条第二十六項) とあるのは「(法第四十一 「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「 「第八項各号に定める書類を」とあるのは 同項中「「同条第一項の」とあるのは とする。 「第十八条の二十三の二の 「」とする」とある 条第二十六項」と、 「法第四十一 「第十八条の 0

は「書類及び同令第五条第一項に規定する書類の」とする。項」とあるのは「(法第四十一条第二十三項」と、「書類の」とあるの第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、「(同条第二十三第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条

類について準用する。

「おっことができなくなったことを証する書類として財務省令で定める書することができなくなったことを証する書類として財務省令で定める書用される租税特別措置法第四十一条第三十一項に規定する居住の用に供特別措置法施行令第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた租税第一項の規定は、令第十五条第三項の規定により読み替えられた租税

5 同 ト

Ł, 三の二第一項、用については、 _ كر 三項」とあるのは 条第三項又は第四項の規定の適用を受けている旨」と、 条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三 同条第一項に規定する書類を」」と、「とする」とあるのは「と、 係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条第四項において準用する る控除」とあるのは「の適用」と、「当該控除」とあるのは「その適用 条第三項又は第四項の規定の適用を受けた居住者又は個人」と、「によ 例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十三 項各号に掲げる」」とあるのは「「同条第一項の規定の適用を受けた個 後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けようとする場合にお 定の適用を受けた居住者又は個人が、その適用を受けた年分の翌年分以 の」とする」とする 書類及び同令第五条第四 二第十一 ける租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の二第十二項の規定 人」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四 「第九項各号に定める」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一 第九項各号に定める書類を」とあるのは「第十八条の二十三の 項各号に掲げる書類及び東日本大震災の被災者等に係る国税関 の」とあるのは 第五項又は第八項の規定により法第四十一条第一項の」 同項中「「同条第一項の」とあるのは 「(法第四十一 項において準用する同条第 「第十八条の二十三の 条第一 一十三項」と、 二第十一 項に規定する書 「法第四十一条の 「第九項各号に定 「(同条第二十 項各号に掲げる 項 \mathcal{O} \mathcal{O}

第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用さ 当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするも 当該従前住宅の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し(災による被害の状況その他の事項を証する書類(その写しを含む。)、 のに限る。)その他の書類で次に掲げる事実を明らかにする書類とする。 村長又は特別区の区長の第一号に規定する従前住宅に係る東日本大震 実は次に掲げる事実とし、同項に規定する財務省令で定める書類は市 る租税特別措置法第四十一条第三十四項に規定する財務省令で定める 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特 とができなくなったこと及び同条第五項に規定する警戒区域設定指 被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと の対象区域内に所在していたものであること。) 東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供するこ 法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によって 1項に規定する居住年が令和七年である場合には、 当該従前住宅が

二 省 畂

1 省 各

3 受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、その適用を受け 翌年以後十一年内)のいずれかの年分の所得税につき法第十三条の二第 た年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項又は同条第三項の規定 る場合には、同項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその 同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受け 築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合に 一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を はその翌年以後八年内(同日の属する年が令和四年から令和七年までの ŋ 各 ける租税特別措置法施行規則第十 規定する居住用家屋の新築等 年であり、 法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又 年 か その 項中 か 場 居住に係る同条第 合 岩 その居住に係る同項に規定する住宅の取得等が 居住日 しくは令和 の属する年が令和六年若しくは令和七 買取再販住宅の取得 五 年 八条の一 項に規定する住宅の とあるの は 第十項の規定の から令和 認定住宅等の 取得等が同条 年まで 適 年で 開に 同 新 項

> (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例) 第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用さ 第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用さ 第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用さ 等面報告を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするも 当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするも 当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするも 当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするも 当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするも 当該被害を受けたことにより居住の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

同し

2 同 上

3 項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税 を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十項又は同条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用 災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同 四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被 につき法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第 日の属する年分又はその翌年以後十一年内)のいずれかの年分の所得税 という。)第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「同条 関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」 一条の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する居住の用に供した はその翌年以後八年内(同条第三項の規定により租税特別措置法第四 第一項の規定の適用を受けた」とあるのは 一第十一項の規定の適用については、同項中「同条第十三項又は第十六 同 項又は第三項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、 法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又 .項」とあるのは 「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項の規定 「震災特例法第十三条の二第

認定 書類を添付して」とあるのは「書類の添付及び東日本大震災の被災者等 条の規定の適用を受けた」と、「 Ŧī. 十一条の規定の適用を受けている旨」と、「を記載する」とあるのは「 るのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項の規定により法第四 の記載)をして」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあ 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 に規定する書類の添付(同条第四項の規定の適用がある場合には、同項 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条の二第一項 三条の二第一項又は第三項の規定により法第四十一条第一項の」と、「 は「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項の規定により法第四十一 より法第四十一条」と、「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるの この項において「震災特例法」という。)第十三条の二第三項の規定に 条の二第一項に規定する書類の添付」とする。 記載をする」と、 「同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは 7 住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは 項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同 「書類の添付」とあるのは「書類の添付及び同令第 同項の」とあるのは「震災特例法第十 頭に規定する買 取 「東日 再 販

当する同項に規定する住宅の特別特定再取得等(租税特別措置法第四十 規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等(租税特別措 又は当該翌年以後の各年が法第十三条の二第三項に規定する居住年に該 定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合 係る法第十三条の二第一項に規定する再建住宅借入金等につき同項の規 置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。)に により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合に 年分の所得税につき、当該翌年以後の各年が法第十三条の二第一項に 前項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以 当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前 第十項 により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の一 第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同項の規定 項に規定する増改築等に該当するものに限る。)に係る法第十 の規定による記載をすることにより第二項の規定による書 項 後

> の添付及び東口により法第四ー 」と、「を記載する」とあるのは「の記載をする」と、 する法律施行規則第五条の二第一項に規定する書類の添付 付」とする。 とあるのは 一項又は第三項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨 の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条の二第 の規定の適用がある場合には、同項の記載)をして」と、 添付及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 書類の添付及び同令第五条の二第一項に規定する書類の添 + 一条第一 項」と、「書類を添付して」とあるの 「書類の添付」 「同条第一項付(同条第四項 特例に関 は

- により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合に 三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同 当する同項に規定する住宅の特別特定再取得等(租税特別措置法第四十 又は当該翌年以後の各年が法第十三条の二第三項に規定する居住年に該 置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。)に 規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等 定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合 係る法第十三条の二第一項に規定する再建住宅借入金等につき同項の規 一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。)に係る法第十 定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の二 年分の所得税につき、当該翌年以後の各年が法第十三条の二第一項に 一第 当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前 項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後 代えることができる。 項の規定による記載をすることにより第 一項の規定による書 (租税特別措 項の規定 項の
- 法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定

項又は第三項の規定により租

税特別措置法第四十

5

規定 項の規定により法第四十一条」とする。 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三 令和七年までの各年」と、 同 が 若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の 等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する 和七年であり、 第四十一条」 税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項の規定により法 等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項 る租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、 取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項 規定により同条」とあるのは 条第三 租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合におけ 条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者 する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅 その居住に係る同条第一 |項中「若しくは令和五年」とあるのは Ł, 居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、 かつ、 同条第六項中「若しくは令和五年」とあるのは その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得 項に規定する住宅の取得等が同条第十項に 居住日の属する年が令和六年若しくは令 「又は東日本大震災の被災者等に係る国 「から令和七年までの各 「から

得の特別控除の特例等)被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

· 二 省 略

置法施行規則第二十二条の二第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措おける同法第六十四条第五項(同法第六十四条の二第十三項において準税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合に法第十八条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租

所得の特別控除の特例等)(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

場方条の八法第六条の八法第十八条の九第一項(第一号に係る部分に限る。)成特別措置法施行規則第二十二条の二第四項の規定にかかわらず、次にる場合における同法第六十四条第四項(同法第六十四条の二第十三項ににより租税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用され第六条の八法第十八条の九第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定

一・二同上

置法施行規則第二十二条の二第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法第六十四条第四項(同法第六十四条の二第十三項において準税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合に2 法第十八条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租

該買い取った者の名称及び所在地) より買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当 !市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者に .地再開発事業を施行する者の名称及び所在地(当該土地等が当該第二 土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市 次に掲げる事項を証する書類 (当該土地等の所在地及び面積並びに の記載があるものに限る。)とする。

場合の贈与税の非課税 (東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた

第十四条の二 略

2 . 3

各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は 認を受けなければならない。 家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の 第二十九条の二第四項に規定する建築後使用されたことのある住宅

たものであることについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げ 昭和五十七年一月一日以後に建築され

ることを明らかにする書類を提出することを含む。 各号のいずれかに該当すること又は同日以後に建築されたもの された事項によって明らかでない場合には、 十九条の二第二項各号のいずれかに該当すること又は昭和五十七年 月一日以後に建築されたものであることが登記事項証明書に記載 次に掲げる方法のうちいずれかの方法(当該住宅用家屋が令第二 当該住宅用家屋が同項 であ

(1)

該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市 該買い取った者の名称及び所在地) より買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当 種市街地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者に 街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地 次に掲げる事項を証する書類(当該土地等の の記載があるものに限る。)とする。 所在地及び面積並 (当該土地等が当該第二 びに

3 \ 8 一•二 同 同

場合の贈与税の非課税) (東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた

第十四条の二 同

2 . 同

は鉄骨鉄筋 に記録された当 れんが造 令第二十九条の二第1 ンクリー コ ンクリートブロック造 該家屋の構造のうち 一項に規・ 造とする。 定 する財 う建物 鉄骨造 務省令で 主たる部分の 鉄筋コンクリ 定める 構 造 は が石造 登記簿 ト造又

5 上

を受ける場合には、イに掲げる方法) をいう。イにおいて同じ。) に適合することについて証明又は確認 次号に掲げる場合以外の場合 |年数基準 (法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基 次に掲げる方法 (当該住宅用家屋が

(1)・(2) 同 上 こと又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提 でない場合には、 に適合することが登記事項証明書に記載された事項によって明らか 十九条の二第二項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準 次に掲げる方法のうちいずれかの方法 当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当する (当該住宅用家屋が令第二

法の対象大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方で、第九項において同じ。)に適合する旨を証する書類で国土交通大が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限るが財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限るが財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限るが対象とは、

口

7~チ 省 略

の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等資金を贈与家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでに掲げる工事でに増改築対象家屋の増改築等ができなかった場合 当該増改築対象を目において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ず日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずー 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五

の申告書に添付する方法する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税定する耐震基準をいう。第十項において同じ。)に適合する旨を証ロ 当該住宅用家屋が耐震基準 (法第三十八条の二第二項第三号に規

一、災害(法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害をいう。次項、災害(法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害をいう。次項、決事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下この条において「住宅取得等資金」という。)を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかっ条において「住宅取得等資金」という。)を贈与により取得した日の系が令第二十九条の二第四項各号に規定する住宅取得等資金(以下この条において「住宅取得等資金」という。)に起因するやむを得なが令第二十九条の二第十二項において同じ。)に起因するやむを得な明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

6

イ〜チ 同 上

掲げる工事の区分に応じ同号イからチまでに定める書類を住宅取得等増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号イからチまでにでに増改築対象家屋の増改築等ができなかった場合 増改築等をした日において増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ず二 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五

務署長に提出することを約する書類 おいて「増改築適用年分」という。) により取得した日の属する年分 (次項第三号ロ及び第十 の贈与税 に係る納税地の 項第三号に 所 轄税

8 7 6

財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。 修住宅用家屋の耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改 法第三十八条の二第九項に規定する財務省令で定める手続は、 項第一 一号ハ①回において同じ。)を行うことにつき国土交通大臣

10

用家屋は、 令第二十九条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅 一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。 同条第二項各号のいずれかに該当することについて、 第四項

11 住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、 法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十 次の各号に掲げる

取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に 応じ次に定める書類 用家屋(以下この号において「住宅用家屋」という。)の新築又は 法第三十八条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住

した場合 る新築又は取得をし、当該住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供 五日までに、住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定す 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十 次に掲げる書類

者に係る贈与税の課税価格及び贈与税の額その他の贈与税の額の 次に掲げる事項の記載があるも 計算に関する明細書で当該住宅取得等資金の贈与をした者ごとに の号及び次号において「適用年分」という。)の当該贈与をした 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分 (以下こ

当該住宅取得等資金に係る法第三十八条の二第二項第六号に 定する住宅資金非課税限度額

> 項第三号において「増改築適用年分」という。) 地の所轄税務署長に提出することを約する書類 資金を贈与により取得した日の属する年分 (次項第三号口 の 贈与税 1及び に係る納 第十二

9 8 7

上

同

項に

が

財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。 修住宅用家屋の耐震改修 規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当 十二項第二号ハ 法第三十八条の二第九項に規定する財務省令で定める手続は、 (1) 頃において同じ。)を行うことにつき国土交通 (同項に規定する耐震改修をいう。 次項及び第三該要耐震改 同項に 大臣が

11 10

用家屋は、 令第二十九条の二第九項に規定する建築後使用されたことの 号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。 同条第二項各号のいずれかに該当することについて、 ある住宅 第五 項

12 同

同 上

イ 同

上

(1)同 上

(iv) (i) (iii) 同

定する住宅資金非課税限度額又は同 該住宅取得等資金に係る法第三十八条の二第二項 .項第七号に規定する特別 第六号に

(v)

掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事 項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第 当該土地等を含む。(6)において同じ。) に関する登記事項証明書 法第三十八条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、 の上に存する権利(以下この条において「土地等」という。)の 当該住宅用家屋(当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋 (当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項第一号又は第二号に 号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類 | 築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地

(6)又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかに る者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと |の書類で当 該 住宅 用 該住宅用家屋を令第二 家屋の新築の I 事又は取 十九条の一 得に 係る契約書の写しその 一第七 項各号に掲げ

ある場合 五日において、住宅用家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態に 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十 次に掲げる書類

(2)が 住宅用家屋に該当することを明らかにするも 当該家屋の新築の工事の契約書の写しその他の書類で当該家屋

住宅資金非課 税限度額

(v) 同 上

同上

- 明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事 第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証 得をする場合には、当該土地等を含む。(6)において同じ。) に関 地等」という。)の法第三十八条の二第一項第一号に規定する取 り当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供され を明らかにする書類) 項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当すること する登記事項証明書(当該住宅用家屋が令第二十九条の二第二項 ている土地又は土地の上に存する権利(以下この条において「土 当該新築又は取得をした住宅用家屋(当該住宅取得等資金によ
- (6)(i) 当該住宅用家屋が法第三らかにするもの又はその写し 住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明 当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約書その他の 書類で当
- 取得に係る契約の締結をした年月日 者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築又は 約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契 住宅用の家屋である場合 当該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する 当該新築又は取得をした住宅用家屋
- (ii) 含まれる消費税額及び地方消費税額の 宅用 築又は取得に係る対価の額又は費用の額並びにこれらの額に 該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定する の家屋である場合 iに定める事項 当該住宅用家屋の

口 同 同 上 上

(2) (1)同

住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し 当該家屋の新築の工事の請負契約書その他の書類で当該家屋が

(3)• (4)

ができなくなったとき 次に掲げる書類 失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供すること 新築又は取得をした場合において、当該住宅用家屋が災害により滅 五日までに住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第一号に規定する 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

(1)

(2)より取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈者の 家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与に 住の用に供することができなくなったことを明らかにするもの 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該住宅用

存住宅用家屋(以下この号において「既存住宅用家屋」という。)の 応じ次に定める書類 取得の対価に充てるための住宅取得等資金 法第三十八条の二第二項第五号ロに掲げる同項第三号に規定する既 次に掲げる場合の区分に

した場合 定する取得をし、当該既存住宅用家屋を被災受贈者の居住の用に供 五日までに、既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十 次に掲げる書類

(1)

- る登記事項証明書 をする場合には、当該土地等を含む。 用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得 当該既存住宅用家屋 (当該住宅取得等資金により当該既存住宅 ③において同じ。) に関す
- (の者から取得をしたことを明らかにするもの 該既存住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しその他の書類で

(3)(4)同 上

同

(2) (1)同

を明らかにするもの までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったこと 取 は取得をした住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅 得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該新築又

ホ 同 上

_ 同 上

イ 同 上

- (2) (1)地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。 該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土 当該取得をした既存住宅用家屋 に関する登記事項証明書 (当該住宅取得等資金により当 (3)において同じ
- (3)らかにするもの又はその写し 存住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書その他の書類で当該既
- (i) を令第一 する住 したこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の 当該既存住宅用家屋が法第 ||宅用の家屋である場合 一十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得を 当該取得をし 条 0 第 た既存住 一項第六 号に規定 締結をし 宅用家屋

第二項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第九項の規定により同 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1)イに掲げる場合 次に掲げる書類
- 第五号様式に規定する認定申請書又は第八項に規定する書類 進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)別記 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促 しで同項の申請をしたことを証するもの
- (iii) 明がされたことを証するもの 当該既存住宅用家屋に係る第九項に規定する書類で同項の証

(2)

ができなくなったとき 次に掲げる書類 失をしたことにより同日までに被災受贈者の居住の用に供すること する取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅 五日までに既存住宅用家屋の法第三十八条の二第一項第二号に規定 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

(1) • (2)

もの 者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにする 与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈 宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該既存住

ホ

区分に応じ次に定める書類 増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

た年月日

(ii) 費税額及び地方消費税額の合計額 する住宅用の家屋である場合 用家屋の取得に係る対価の額並びに当該対価の額に含まれる消 当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定 i)に定める事項、 当該既存住宅

口 上上

(1)司

- (ii) (i) 同上
- 写しで同項の申請をしたことを証するもの 進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)別記一当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促 第五号様式に規定する認定申請書又は第九項に規定する書類の
- (iii) 明がされたことを証するもの 当該既存住宅用家屋に係る第十項に規定する書類で同 |項の証
- (2)同 上

同 上

(3) (1) 市 (2) らかにするもの 等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日まで に被災受贈者の居住の用に供することができなくなったことを明 した既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該取得を

三 ホ 同 同 上 上

同 上

1

を被災受贈者の居住の用に供した場合 五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋 次に掲げる書類

- 満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によって明ら とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする 改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書 かにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増 増改築対象家屋が令第二十九条の二第六項第二号に掲げる要件を 場合には、当該土地等を含む。)に関する登記事項証明書(当該 当該増改築対象家屋(当該住宅取得等資金により当該増改築等
- (3)当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその |該増改築等をした年月日並びに当該増改築等の工事に要 他
- た費用の額及びその明細を明らかにするもの

- (2) (1)同 上
- 明らかにする書類) 明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを 項によって明らかにすることができないときは、当該登記事項証 項証明書(当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第六項第二号 等の取得をする場合には、当該土地等を含む。)に関する登記事 り当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地 に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事 当該増改築等をした増改築対象家屋(当該住宅取得等資金によ
- (3)定める事項を明らかにするもの又はその写 書類で当該増改築対象家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他
- こと する住宅用の家屋である場合 に要した費用の額及びその明細 該増改築等に係る工事が完了した年月日 げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものである る土地等の取得を含む。 家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとな 「工事完了年月日」という。 当該増改築対象家屋が法第三 額等」という。 当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、 が令第二十九条の二第七項各号に掲 一十八条の二第 当該増改築等 並びに当該増改築等に係る工事 (以下この号において「工事費 (以下この号におい (当該増改築対象 |項第六号に規定 当 て
- (ii) 費税額及び地方消費税額の合計 する住宅用の家屋である場合 係る工事に要する費用の額並びに当該費用の額に含まれる消 当該増改築対象家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定 iに定める事項、 当該増改築等
- (4)等とともにするその敷地 令第二十九条の を含む 他の契約に基づきされたものであることを明らかにするもの 当該増改築対象家屋の増改築等 工事の 一第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約そ 契約書の写しその他の書類 の用に供されることとなる土地等の取得 (当該増改築対象家屋の で当該増改築等が 増改築

- に準ずる状態にある場合 五日において、増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十 次に掲げる書類
- (1)イ(1)及び(4)に掲げる書類
- (2)もの 六項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにする 書類で当該工事により当該増改築対象家屋が令第二十九条の二第 該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他
- (3)
- (4)②及び③に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の 時後となる場合には、当該居住の用に供したとき)は遅滞なくイ 屋を当該被災受贈者の居住の用に供した時が当該工事が完了した 、轄税務署長に提出することを約する書類 当該増改築対象家屋の工事が完了したとき(当該増改築対象家
- 贈者の居住の用に供することができなくなったとき 次に掲げる書 改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに被災受 五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十
- (1) 類
- 者の居住の用に供することができなくなったことを明らかにする 与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに被災受贈 対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈 市 町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築
- ホ の増改築等ができなかった場合 より取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋 災害に起因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与に 次に掲げる書類
- (1)イ⑴及び⑷に掲げる書類

ハロ 同同

上上

- (1)るものを除く。 イ(1)及び(3) (工事完了年月日及び に掲げる書類 工事費用の額等を明ら つかにす
- (2)の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が令第二十九条の二 一六項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明らかにす 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他
- (3)同

るもの又はその写し

- (4)与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類明らかにするものに限る。) に掲げる書類を増改築適用年分の 工事が完了した時後となる場合には、 該増改築対象家屋を当該被災受贈者の居住の用に供した時が当該 は遅滞なくイ②及び③(工事完了年月日及び工事費用の額等を 当該増改築等をした増改築対象家屋の工事が完了したとき に掲げる書類を増改築適用年分の贈 当該居住の用に供したとき
- = 同
- (2) (1)
- 等をした増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより住宅 を明らかにするもの までに被災受贈者の居住の用に供することができなくなったこと 取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該増改築
- ホ
- (1)るもの (1) 及び(3) いを除く。 Î に掲げる書類 事完了年月日及び工事費用の ែ額等を明ら つかにす

(2) (3) 省略

び被災受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの務署長に提出することを約する書類で、当該工事の完了予定日及3に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税4 当該増改築対象家屋の工事が完了したときは遅滞なくイ2)及び4

12 令第二十九条の二第十一項の規定により法第三十八条の二第十四項の規定を読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項」と、第本書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「令第二十九条の二第十一項の規定により読みを、前項中「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の二第十一項の規定により読みと、前項中「贈与税の申告書」とあるのは「常事税の申告書」と、第二項及び第六項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書」と、第一項及び第六項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書」と、第一項の規定により法第三十八条の二第十四項の規定により法第三十八条の二第十四項の規定により法第三十八条の二第十四項の税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

トの納税猶予及び免除の特例)(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税

規定の適用については、次に定めるところによる。 における租税特別措置法施行規則第二十三条の七及び第二十三条の八の第十四条の二の二 法第三十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合

は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する一 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十五項中「法」とあるの

(4) (2) ・(3) 写 上

記載があるもの

「出事の完了予定日及び被災受贈者の居住の用に供する予定時期のにするものに限る。」に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税ににするものに限る。」に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税ににするものに限る。」に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税にいる。

13

規定により読み替えて適用する法第三十八条の二第十四項」と、 税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。 六項及び第七項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」 求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは 替えて適用する法第三十八条の二第十四項に規定する申告書又は更正 する申告書」とあるのは「令第二十九条の二第十一項の規定により読み の規定の適用については、第五項中「法第三十八条の二第十四項に規定 規定を読み替えて適用する場合における第五項から第七項まで及び前項 令第二十九条の二第十一 前項中「 「同条第十四項」とあるのは「令第二十九条の二第十一項の 項の規定により法第三十八条の二第十四 「贈与税の申告書等」と、 「贈与 項 第請

14 令第二十九条の二第十四項の規定により同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。 の規定の適用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他者が法第三十八条の二第二項第一号ハに規定する新築等をした住宅用のの規定の適用については、同項第一号イ22中「、生年月日及び」とあるの規定の適用については、同項第一号イ22中「、生年月日及び」とあるの表での選別にのの第二十九条の二第十四項の規定により同項に規定する相続人が法第

等の納税猶予及び免除の特例)(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税

第十四条の二の二 同 上

は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する一 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十五項中「法」とあるの

する。 中「同条第八項」とあるのは 第十六項中「法第七十条の四第八項」とあるのは「読替え後の法第七 れる法(以下この条において「読替え後の法」という。)」と、同 法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用 条第七項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と 十条の四第八項」と、 福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、同条第十九項第三号 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」とあるのは 同条第八項」とあるのは 島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、同条第十八項第一号中 同条第十七項中「係る法」とあるのは「係る読替え後の法」と、「 |中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項| とあるのは「 「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八 読替え後の法第七十条の四第八項」と、 「読替え後の法第七十条の四第八項」と

六第十項」とする。 同条第十三項中「同条第十項」」とあるのは「読替え後の法第七十条 地 同条第十四項中「同条第十項」とあるのは 」とあるのは るのは「と、 二項中「は「法」とあるのは 島復興再生特別措置法第十七条の二十」と読み替える」と、同条第十 のは「は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 項」とあるのは「 中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」とあるのは「福 法第七十条の六第十項」」と、 同条第十一項中「法第七十条の六第十項」」とあるのは「読替え後 用される法(以下この条において「読替え後の法」という。)」と する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて 租税特別措置法施行規則第二十三条の八第十項中「は「法」とある 「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項 「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、」と、 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第 福島復興再生特別措置法第十七条の二十」」と、 「は 「読み替える」とあるのは「、「農 「読替え後の法」と、 「読替え後の法第七十条の 「と、」とあ

> 計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」とする。 二十」と、同条第十九項第三号中「同条第八項」とあるのは 二十」と、同条第十八項第一号中「法第七十条の四第十一項」とある 法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用さ 後の法第七十条の四第八項」と、 用集積等促進計画」と、 十条の四第八項」と、 第十六項中「法第七十条の四第八項」とあるのは「読替え後の法第七 れる法(以下この条において「読替え後の法」という。)」と、 化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の 画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、 のは「読替え後の法第七十条の四第十一項」と、 「係る法」とあるのは !促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の は 」とあるのは 「福島復興再生特別措置法第十七条の二十」と、 「農用地利用集積等促進計画」と、 「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地 「係る読替え後の法」と、 「農業経営基盤強化促進法第十九条」とある 同条第二十一項中 「農用地利用集積計 「農用地利用集積計 - | 農用 「農業経営基盤強 農業経営基盤強 同条第十七項中 地 利用集積 「読替え

置法第十七条の二十」と読み替える」と、同条第十二項中「は「法」 農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措 適用される法(以下この条において「読替え後の法」という。)」と 関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて のは「は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 置法第十七条の二十」と、 農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「福島復興再生特別措 とあるのは「は「読替え後の法」と、「と、」とあるのは「と、「農 とあるの [法第十九条] とあるのは |地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、 .地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、 法第七十条の六第十項」」と、「読み替える」とあるのは「、 同条第十一項中「法第七十条の六第十項」」とあるのは「読替え後 租税特別措置法施行規則第二十三条の八第十項中「は「法」とある 項 とあるのは は とあるの 農用地 利用集積等促進 は 読替え後の法第七十条の六第十三 ر ح 同条第十項 「福島復興再生特別措置法第十七条の二十 同条第十三項中 計画」 と 農用地 農業経営基盤強化促 法第七十条の六第 利用集積 画 農 同

免除の特例)(避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び)(

第十四条の二の三 に限る。 譲渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したもの る特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの 六第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条 の二の三第一 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九条の二の三第三 定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定す (は福島県知事) .げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、 在する市町村の長 |用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受 を添付しなければならない 項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が の書類で当該農地等が法第三十八条の二の三第一項に 法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて (当該農地等を令第二十九条の二の三第二項各号に 市町村の長

2 4 省 略

則の一部改正)
日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規りなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東(法人税法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定によ

係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。る同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関十六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ第二条 法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第五

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

」とする。

「とする。

「とする。

「となるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同項第一号ハ第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十一項中「農用地利用集第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十一項七十条の六第十項」と、同条第十元項中「同条第十項」とあるのは「読替え後の法第」」と、同条第十四項中「同条第十項」とあるのは「読替え後の法第

免除の特例)(避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び(

第十四条の二の三 限る。 渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したものに 特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの は福島県知事) げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、 第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条の の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の六 けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九の二の三第三項 定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定する 在する市町村の長 適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受 二の三第)を添付しなければならない 項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が所 の書類で当該農地等が法第三十八条の二の三第一項に規 法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて (当該農地等を令第二十九条の二の三第二項各号に掲 市町村の長又 (当該譲

2 4 同 上

、被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の

所得の特別控除の特例等)

· 二 省 略

- 法第十八条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租 法第十八条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租 (当該十八条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租 (1 法第十八条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により租 (1 法第十八条の九第一項 (1 年) の記載があるものに限る。)とする。 (1 年) に (1 年

一•二 省 畋

した場合の連結所得の特別控除の特例等)(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡

限る。)の規定により租税特別措置法第六十八条の七十又は第六十八条 法第二十六条の九第一項(法第十八条の九第一項第二号に係る部分に

所得の特別控除の特例等)

·二 同 上

種市街 用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、 該買い取った者の名称及び所在地)の記載があるものに限る。)とする。 より買い取られた場合には、当該施行する者の名称及び所在地並びに当 街地再開発事業を施行する者の名称及び所在地 該土地等の買取りの年月日及び買取りの対価の額並びに同号の第二種市 の次に掲げる事項を証する書類(当該土地等の所在地及び面積並びに当 置法施行規則第二十二条の二第四項の規定にかかわらず、 おける同法第六十四条第四項 (同法第六十四条の二第十三項において準 税特別措置法第六十四条又は第六十四条の二の規定が適用される場合に 一·二 同 法第十八条の九第一項(第二号に係る部分に限る。 .地再開発事業を施行する者に代わって当該施行する者以外の者に (当該土地等が当該第二)の規定により租 国土交通大臣 租税特別措

3 8 同 上

した場合の連結所得の特別控除の特例等)(連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡

場方書類とする。
 場方書類とする。
 場方書類とする。
 場方書類とする。
 場方書類とする財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第一十第三項(同法第六十八条の七十一第十四項において準用する場合を含力・
 場方十八条の七十一第十四項において準用する場合を含力・
 場方十八条の七十又は第二十二条の八
 場方十八条の七十又は第二十二条の八
 法第二十六条の九第一項(法第十八条の九第一項第一号に係り

限る。)の規定により租税特別措置法第六十八条の七十又は第六十八条と法第二十六条の九第一項(法第十八条の九第一項第二号に係る部分に

各号に掲げる事項を証する同項に規定する書類とする。の六十四第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣の第六条の八第二項規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条の七十一の規定が適用される場合における同法第六十八条の七十第四項の七十一の規定が適用される場合における同法第六十八条の七十第四項

3~6 省 略

附則

(令和四年法律第 号)の施行の日から施行する。 条の二の二の改正規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中東日本大

各号に掲げる事項を証する同項に規定する書類とする。の六十四第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣の第六条の八第二項規定する財務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十二条(同法第六十八条の七十一第十四項において準用する場合を含む。)にの七十一の規定が適用される場合における同法第六十八条の七十第三項

3 6 同